

技術提案書作成要領
「長崎県水産業振興基本計画」デザイン等業務委託

本書は、「長崎県水産業振興基本計画」デザイン等業務委託に係る技術提案書の作成要領を提示するものである。

1. 技術提案書の構成

構成は次のとおりとする。

- ① 事業の目的（事業基本方針）
- ② 事業の提案内容
- ③ 業務実施体制・スケジュール等

2. 技術提案書の内容

(1) 事業の目的（事業基本方針）

業務遂行（「長崎県水産業振興基本計画」デザイン等業務委託）にあたっての目的及び基本方針を簡潔かつ具体的に記載すること。

(2) 事業の提案内容

以下のデザイン等について提案すること。

① 「長崎県水産業振興基本計画」（本編）

- (ア) 表紙
- (イ) 第1章 データでみる本県水産業の現状と取り巻く環境の一部（P1、2、4）
- (ウ) 第4章 計画の主旨の一部（P38、39、40）
- (エ) 第5章 基本目標別の取組方針の一部（P47、48）

※（ ）は、別添「長崎県水産業振興基本計画」（本編）のページ数。

② 「長崎県水産業振興基本計画」（概要版）

- (ア) 表紙
- (イ) 1 前計画の成果検証（P1）
- (ウ) 4 基本目標別の取組方針の一部 基本目標Ⅰ（P5）
- (エ) 5 海区別の取組方針の一部 ①西彼海区（P8）

※（ ）は、別添「長崎県水産業振興基本計画」（概要版）のページ数。

(3) 業務実施体制・スケジュール等

- ・社内の業務実施体制や関係機関との協力体制などについて記載すること。
- ・会社の過去の同種業務実績について具体的に（受託事業名、発注者名、受託年など）記載すること。
- ・スケジュール（校正、納期、打ち合わせ時期等）について具体的に記載すること。

3. 技術提案書様式、提出部数等

- (1)技術提案書の様式は任意とする。
- (2)技術提案書は、添付資料を含めて綴じ込んだ一式を7部提出すること。技術提案書のうち、1部は応募者名及び連絡先（電話番号、FAX番号及びメールアドレス）を記載し、残り6部については技術提案書中に応募者名及び連絡先は記載しないこと。
- (3)提案は1件とすること。

4. 留意事項

- (1)落札した者が提出した技術提案書は、仕様書とともにそのまま契約書に添付され、本業務の実施計画書になることも想定しているため、確実に実施可能な内容として作成すること。
- (2)技術提案書に従った履行がなされない場合は、債務不履行として契約解除及び損害賠償請求の事由となる。
- (3)提出された「技術提案書」は返還しない。